

議案第202号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う者に限る。以下「指定事業者」という。）の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(19) 指定事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条第2項の表中

「

前項第2号及び第13号の申請	10,000円
----------------	---------

」

を

「

前項第1号及び第18号の申請	35,000円
前項第2号及び第13号の申請	10,000円
前項第2号及び第19号の申請	10,000円

」

に、

「

前項第4号及び第15号の申請	10,000円
----------------	---------

」

を

「

前項第3号及び第18号の申請	35,000円
前項第4号及び第15号の申請	10,000円

前項第 4 号及び第19号の申請	10,000円
------------------	---------

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間において、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「改正前の介護保険法」という。）第8条の2第2項又は整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）に係る指定を受けている者に限る。）が介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う者に限る。）の指定の申請若しくは指定の更新の申請をした場合又は指定介護予防サービス事業者（介護予防通所介護（整備法附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の介護保険法第8条の2第7項又は整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）に係る指定を受けている者に限る。）が介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者に限る。）の指定の申請若しくは指定の更新の申請をした場合においては、この条例による改正後の大阪市介護保険条例第17条第1項第18号及び第19号並びに第2項の規定は、適用しない。

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市介護保険条例（抄）

(手数料)

第17条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) - (17) 省 略

(18) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う者に限る。以下「指定事業者」という。）の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(19) 指定事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(18) 省 略

(20)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に係る2の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする者が、同時に当該申請をする場合（当該申請に係る2の事業においてそれぞれ提供されるサービスが同種のものとして市規則で定めるものである場合に限る。）における当該申請に対する審査については、同欄に掲げる申請の区分に応じ同表の右欄に定める額の手数料を当該申請をする者から徴収する。

前項第1号及び第12号の申請	省 略
前項第1号及び第18号の申請	35,000円
前項第2号及び第13号の申請	省 略
前項第2号及び第19号の申請	10,000円
前項第3号及び第14号の申請	省 略
前項第3号及び第18号の申請	35,000円
前項第4号及び第15号の申請	省 略
前項第4号及び第19号の申請	10,000円

3 - 5 省 略